

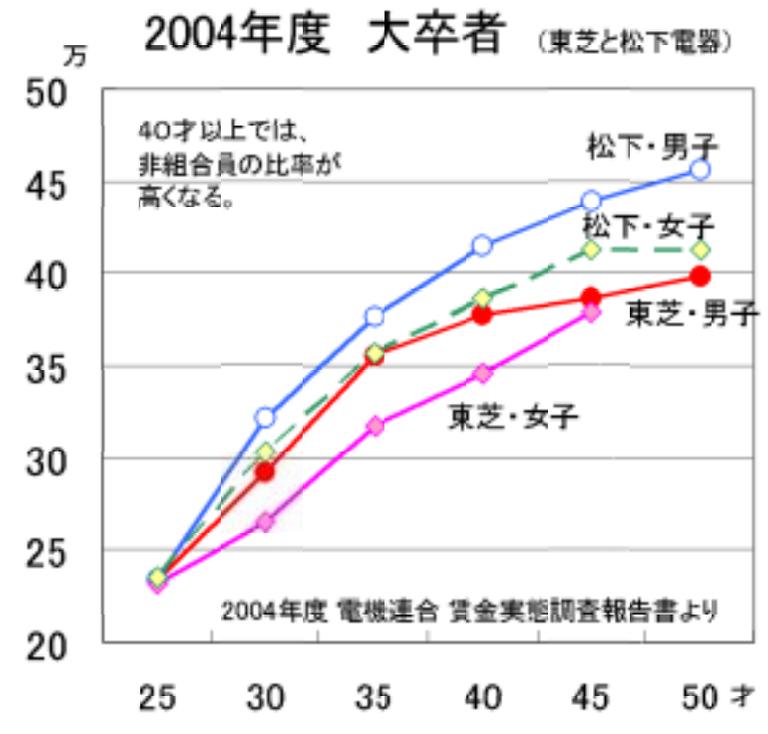
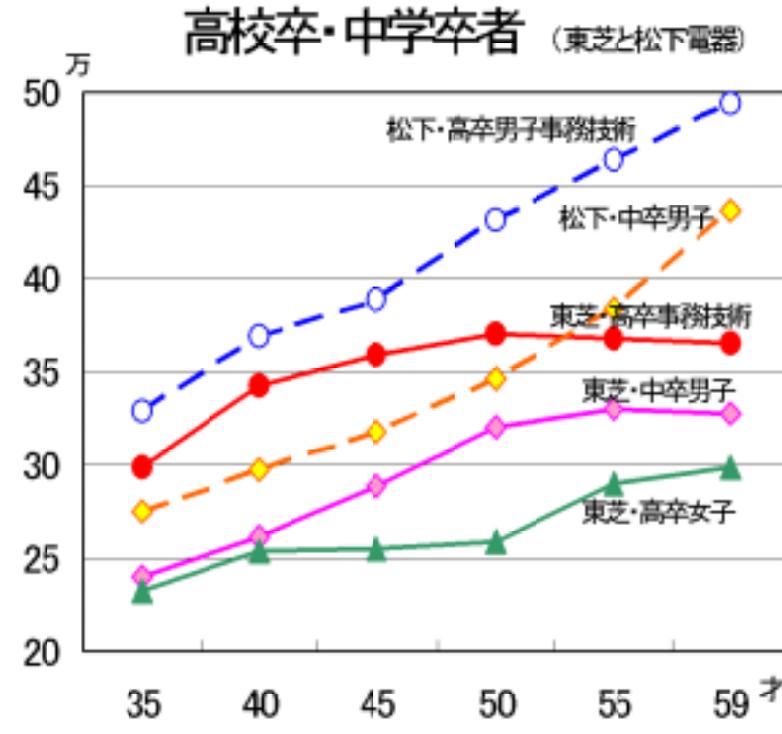
これが成果主義？ 四十代で賃金頭打ち 相対評価を理由に、新たな差別も

東芝では、2000年の賃金制度改定とベースアップ見送りにより昇給の頭打ちが深刻です。その実態は、2004年度・電機連合賃金実態調査報告書から作成した左のグラフでもハッキリしています。

技能職に不利な制度 経験年数による歯止めを

東芝では40才以降の賃上げが頭打ちとなっており、松下電器との賃金格差は拡大し、高卒者や中卒者では十万円前後になっていきます。

東芝の新賃金制度では、役職につかないと昇給が



大幅に低くなる仕組みで、35才をこえると勤続年数で昇給する部分はゼロ。

そのうえベースアップなしが続き、技能職の人の賃上げ額は千円台におさえられてきました。



東芝の女性の賃金は、男性と比べ大幅に低く、卒女性も含めて男女差別の実態が表れています。新賃金制度への移行時には、それまでの経験年数や担当職務を無視して資格や等級が格付けられ不利扱いを受けた人もいます。資格や等級の格付けには、経験年数などによる歯止め「基準を設けて、不当な扱いをチエックできる仕組みが必要です。」

考課の基準、ランク別比率の公表 考課・格付け是正する仕組み必要

フィードバックでは、相対評価の内容を具体的に説明するわけではなく、「今後は、ここを頑張ってください」という話を聞く程度であり、評価の仕方や考課ランク別の人数、格付けの実態などは、具体的には明らかにされません。

また、「処遇の不満を、苦情処理委員会で取り上げてほしい」と申し出て「会社の人事権だから」と受け付けません。不当な考課査定や資格・等級の格付けを是正する仕組みなしでは、公正な評価はできないのではないのでしょうか。

また会社は、労働委員会から命じられている「会社の意向にそわない組合活動をする人たちへの昇給や昇格を低くおさえってきた違法な労務管理」を是正し、差別扱いの再発を防止すべきです。

考課では良好「Aランク」なのに 昇給額・1200円は低すぎる

資格別昇給額	考課 E 3	考課 E 2	考課 E 1	考課 A	考課 B
A 3	4900	3800	2700	1600	0
A 2 技術職	4500	3500	2500	1500	0
A 2 技能職	3400	2700	1900	1200	0

考課制度では一次査定でAランクが80%で二次査定では65%と言われていますが、実態は公表されません。「考課は良好(A)です」といわれても、千円台の賃上げにすぎず、8割近い人の賃上げをおさえる仕組みになっています。来春闘では、団結して闘いベースアップを勝ち取りましょう。

労働運動を強める東芝の会
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル Tel&Fax 044-533-1408

賃金・雇用不安・残業代不払い・労災職業病の相談は一人でも加入できる電機ユニオンまたは地域労連へ
Tel : 03-3455-6006 Fax : 03-3451-3595